日本共産党 和歌山市会議員
ひめだ高宏ニュース
NO.1313
'20.10.13

9月定例市議会報告

さわやかな秋晴れが続きうれしいことです。国のG。T。トラベルは限度額をめぐり迷走しています。国の予算は本来必要なところに、しっかり使ってほしいものです。今号は、9月定例市議会の追加議案と議員発議の意見書について報告します。

動物愛護管理基金を設置（条例と予算）

9月定例市議会の厚生委員会において、市が2018年度に犬、猫の殺処分ゼロをめざすとして、ガバメントクラウドファンディングで集めた寄付金の使い方について質問があったものの、その説明が二転三転し、インターネットなどで大問題になりました。

ガバメントクラウドファンディングは、自治体などが事前に事業資金の用途を限定し賛同者から寄付金を募集する仕組みを税金の控除が受けられるふるさと納税制度と組み合わせたものです。市は1800万円を目標に2018年度に募集し、目標を大きく上回り、全国から2790万円集まりました。

この寄付金は使途を限定したことから基金を設置すれば良かったのですが、ふるさと納税と同じように一般財源に組み入れたことで使途がぼんやりしたようです。これらの点を整理した上で、18・19年度での使用額を差し引き、残額の15％44万円を基金にするとし、その使い道を犬、猫のア、不妊去勢手術に要する経費、イ、治療に要する経費に限定するとした7条からなる和歌山市動物愛護管理基金条例を制定しました。

18・19年度は、消耗品、医薬材料、備品など譲渡用費用として589万円、同じく手術用費用として65万円使っています。

共産党市議団に福岡の赤旗読者で寄付した方から問いあわせがありました。

今週のフツーの人々（その259）

学術会議の任命拒否

スガ首相が日本学術会議の推薦した新会員候補6人の任命を拒否した理由に「総合的、俯瞰的に判断した」などとわけの分からない説明?!をして問題になっています。ひょっとして、年末の流行語大賞を狙っているのかもしれません。今回の説明で済ますことができるのなら、今後、ほぼすべての説明に使える魔法のことばを見つけたと思っているのかもしれません。ことば足らずを補強して分かりやすく言うならば「スガ政権に都合の悪い発言をするような人を総合的、俯瞰的に判断して排除した」ということだと思います。スガ首相は学者個人の思想信条が任命に影響したかと記者に問われ「それはない」と答えています。国民に誠実でないという点でも、「アベ政治」を見事に継承しています。

ひめだ高宏

議員発議で2つの意見書

9月定例市議会で日本共産党を含む全7会派の共同提案で国への意見書提出を決議しました。

1つめは、防災・減災、国土強靭化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書です。台風の大型化や集中豪雨等による大規模な災害や地震による被害に備えた地域づくりや新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の落ちこみなど地域経済対策として、公共事業予算の確保と地域経済の早期復興を図るための追加補正予算の編成と臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講じることを要望する内容です。

2つめは、地方の意向を真に反映した地方財政の充実・強化を求める意見書です。新型コロナウイルス感染症の影響で企業収益の減収や消費活動の自粛などによる地域経済の冷え込みにより、2021（R3）年度の税収入が減少することが見込まれていることから、2021（R3）年度の政府予算の策定に当たっては地方自治体の実情に応じて自由度の高く弾力的な運用が可能な交付金制度の創設など財政措置の充実・強化を要望する内容です。

こんにちは 日本共産党です

原発マネーの闇・解明を

関西電力の役員らが高浜原発のある福井県高浜町の元助役から多額の金品を受け取っていた問題は、発覚から1年が過ぎました。関電は第三者委員会を設けて調査報告書をまとめ、金品を受領した会長らを処分するなどとしたものの、全容解明が尽くされていません。国が推進する原発という国策をめぐって、巨額の資金が動いた闇を曖昧にすることはできません。関電が隠ぺい姿勢を抜本的に改めることはもちろん、国は関電まかせでなく疑惑の全体像の解明に責任を果たすべきです。

今月6日、関電は元助役からの金品受領者数も総額も膨らんだと公表し、問題が決着していないのに調査を打ち切ろうとしています。マネー還流疑惑に根本的な反省のない関電に原子力事業を担う資格はありません。

潮流

（2020.10.8 日刊赤旗）

「年間10億円の予算が支払われている」「会員は特別公務員」。スガ義偉首相が日本学術会議の会員候補の一部を任命拒否した問題で、加藤官房長官は5日の記者会見でこう説明し、首相の「任命権」を正当化しました。▼要するに、「金を出しているのだから政府に従うのは当然だ」というもの。自民党内からも同様の議論が相次いでおり、足並みをそろえて学術会議の「独立性」を奪おうとしています▼しかし、予算を出そうが出すまいが、現行の日本学術会議法の審議の際、首相の「任命権」は「形式的」なものであることは国会で確認されており、一方的な法解釈の変更に基づく任命拒否は違法であることは疑いありません▼さらに言えば、同法で学術会議は「独立して職務を行う」（3条1項）とされています。その背景には、「学問の自由の保障」という憲法上の要請があります。任命拒否は「学問の自由」への介入という違憲行為なのです▼ちなみに、海外の科学アカデミーについて、日本学術会議が2003年に公表した調査報告書によると、ドイツ研究協会の1/150億円をはじめ、日本よりはるかに多額の公費が充てられています。それにもかかわらず、「十分な独立性、中立性、公正性を保っている」と報告書は述べています▼スガ政権による学術会議の「独立性」否定は、突き詰めれば「言論の自由」「思想・信条の自由」の侵害であり、つまりは国民全体が享受する「自由」への攻撃です。絶対に認めるわけにはいきません。

赤旗（しんぶん） 日刊紙 3,497円/月 日曜版 930円/月